

金沢大学アーチェリー部 OB 会規約

平成13年9月23日公布
平成13年11月3日施行
平成19年11月3日改定
平成22年10月30日改定

第1章 総則

第1条 (組織名称)

本会は、金沢大学アーチェリー部 OB 会と称する。

第2条 (運営目的)

本会は、学生と OB、また、OB 同士の親睦を図り、金沢大学アーチェリー部の健全なる発展に貢献することを目的とする。

第2章 組織

第3条 (会員資格)

本会の会員は、卒業時に金沢大学アーチェリー部に在籍していた者、又は全日本学生アーチェリー連盟への登録期間を終えた者全員とする。

第4条 (役員選出)

第4条-1 本会は、OB から会長、副会長、及び顧問を選出する。また、学生から OB 係を選出して管理運営を行う。また、新 OB 係は本会開催時における2年生とする。

第4条-2 会長を除く役員の任期は1年とし、OB から選出する副会長、及び顧問は OB 会において決定する。学生から選出する OB 係は本会開催前に候補者を決定し、本会において承認を得る事とする。

第5条 (事務局設置)

本会の事務局は、学生の OB 係とする。

第6条 (会長選出)

第6条-1 本会の会長は任期4年で、OB 会総会で承認する。

第6条-2 本会の会長は任期終了時に次期会長を指名し、OB 会総会で協議の上承認する。

第6条-3 協議にて次期会長が承認されない場合は、現会長が再任する。再任は一度のみとする。

第3章 OB 会総会

第7条 (総会開催)

本会の総会は年1回、10月下旬から11月上旬の間に行う。

第8条 (総会出席者)

第8条-1 本会の出席者は下記の者とする。

- ・OB 会会長
- ・OB 会副会長
- ・OB 会顧問
- ・新旧金沢大学アーチェリー部主将、副主将
- ・新旧金沢大学アーチェリー部 OB 係
- ・OB 会会員希望者

総会の出席者は、OB 係が事前に確認をとっておく。

第 8 条－2 総会には各役職新旧が出席し、引継ぎを行う。

第 9 条 (総会概要)

第 9 条－1 総会の次第は、原則として次の通りとする。

- ・開会の辞
 - ・会長挨拶
 - ・議事
金沢大学アーチェリー部 OB 会活動報告
OB 会会計報告
会計監査報告
金沢大学アーチェリー部活動報告
次年度 OB 会役員、及び次年度金沢大学アーチェリー部役員紹介
その他
 - ・閉会の辞
- 司会進行と記録は現役生が行う。

第 9 条－2 議事の議決は、総会出席者の過半数とする。

第4章 事務局

第 10 条 (事務局概要)

第 10 条－1 事務局は以下の活動を行い、金沢大学アーチェリー部、OB 会双方の連絡などを円滑にし、更なる発展を目指す。

- ・OB 会会計業務 (会費納入、執行を含む)
- ・OB 会員名簿の更新
- ・金沢大学アーチェリー部 OB 会活動報告書の作成
- ・OB 会総会報告書等のホームページへの掲載及び OB 会会員への連絡
- ・OB 会総会の召集 (会長名で行う)
- ・OB 会総会の運営
- ・その他

第 10 条－2 住所変更があった場合、原則として OB 自身が OB 係に連絡する。
連絡方法 : kuacobog2001@yahoo.co.jp 宛にメールにて連絡する。

第 10 条－3 11 月の名簿更新は、来 3 月卒業見込みの 4 年生も記載する。

第 10 条－4 ホームページに掲載する書類は、OB 会活動報告書、OB 会会計報告書、現役側活動報告書、新幹事・新 OB 係・新主将・新副主将の紹介、その他議事が含まれる。

第5章 会計業務

第 11 条 (会計年度)

本会の会計年度は 4 月より翌年の 3 月末とする。

第 12 条 (運営経費)

本会の経費は、OB 会会費を収入としこれにあてる。

第 13 条 (会計管理)

OB 係は帳簿を備え、全ての収入及び支出を記録することにより OB 会財産及び会計状況を把握するものとする。

第 14 条 (会計報告)

会計は、会計年度終了後速やかに決算を行い、OB 会総会で報告する。

第 15 条 (会計監査)

会計監査は、OB 総会出席者のうち幹事以外の OB 1 名より OB 会総会前に

行い、総会出席者が承認する。

第6章 OB会会費

第16条 (会費)

OB会会費は、年3,000円以上とする。

第17条 (会費補則)

第17条-1 OB会会費は、OB有志が納入し、強制するものではない。

第17条-2 5回連続会費未払いの場合、OB会総会の案内はしない。

第7章 援助

第18条 (大会支援)

第18条-1 援助額を下記に示す。

対象とする大会

全日本学生アーチェリー連盟、及び全日本アーチェリー連盟が主催する上位大会

一人当たりの援助額(1泊の大会の場合)

北信越学連内	5,000円
北海道学連内	38,000円
東北学連内	21,000円
関東学連内	17,000円
東海学連内	13,000円
関西学連内	11,000円
中国四国学連内	18,000円
九州学連内	25,000円

ただし、1泊増えるごとに2,000円増額する。

選手のみ援助の対象とする

第18条-2 援助額は最高金額であって、必ずこの金額とは限らない。

第18条-3 オリンピック、世界選手権等、その他大会については、別途考慮する。

第18条-4 役員は学連側から交通費等が支給されるので、援助の対象としない。

第19条 (設備・備品等支援)

前条に掲げる大会支援のほかに、射場設備や部活動に必要な備品等の購入費用として使用する事ができる。ただし、使用に際して本会における承認を得るものとする。

付 則

本規約はOB会総会における議決により改正することができる。

規約補則

第16条

OB会会費は、年3000円以上で上限はなく、年度間に何度でも納入して良いものとする。但し、その年度の1回目は1度に3000円以上納入し、OB係が判断しやすいようにする。

以上